

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当受給資格者台帳
行政機関等の名称	北秋田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部こども課
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当に係る受給資格者等の管理及び当該児童扶養手当の支給事務のために利用する。
記録項目	1 証書番号、2 受給者宛名番号、3 世帯番号、4 氏名カナ、5 氏名漢字、6 生年月日、7 性別、8 住所、9 受給状態、10 支払差止有無、11 受給者区分、12 支給区分、13 職業、14 勤務先、15 在留終了年月日、16 永住該当有無、17 申請年月日、18 異動年月日、19 決定年月日、20 通知年月日、21 処理済年月日、22 異動種別、23 申請事由、24 喪失事由、25 決定区分、26 却下理由、27 障害有無、28 配偶者有無、29 当初支給開始年月、30 支給開始年月、31 5 年等満了年月、32 一部支給停止措置開始年月、33 旧証書番号、34 転入年月日、35 住所変更年月日、36 台帳送付依頼先、37 転入前住所、38 転出年月日、39 台帳送付先、40 転出先住所、41 未支払請求者宛名番号、42 未支払請求者氏名漢字、43 証書交付年月日、44 証書返付年月日、45 公的給付支給等口座の利用有無、46 公的年金照会の有無、47 公的年金照会の種類、48 児童宛名番号、49 児童氏名カナ、50 児童氏名漢字、51 児童生年月日、52 児童性別、53 児童住所、54 児童扶養手当続柄、55 同居有無、56 該当事由、57 認定請求年月日、58 監護等開始年月日、59 事由発生年月日、60 当初支給開始年月日、61 支給開始年月日、62 児童在留終了年月日、63 児童永住該当有無、64 公的年金等受給状況、65 入所施設名、66 児童障害有無、67 児童障害認定開始年月日、68 児童障害認定終了年月日、69 児童次回診断書提出期限、70 児童有期認定年月日、71 児童有期認定開始年月日、72 児童有期認定終了年月日、73 審査結果、74 却下理由、75 非該当予定年月日、76 非該当予定事由、77 非該当年月日、78 非該当事由、79 年齢到達年月日、80 父氏名、81 父生年月日、82 父状況区分、83 父有期認定開始年月日、84 父有期認定終了年月日、85 父次回診断書提出期限、86 父勤務先、87 母氏名、88 母生年月日、89 母状況区分、90 母有期認定開始年月日、91 母有期認定終了年月日、92 母次回診断書提出期限、93 母勤務先、94 父母区分、95 父母別居開始年月日、96 父母診断書省略有無、97 父母省略理由、98 変更理由
記録範囲	児童扶養手当認定請求書を提出した者、その配偶者又は生計同一の扶養義務者及び支給対象児童
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム（住民情報・所得情報）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）北秋田市健康福祉部こども課
	（所在地）〒018-3392 秋田県北秋田市花園町 1 9 番 1 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施無し)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施無し)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施無し)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施無し)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	—	
備考		

作成日 (又は最終修正日) : 令和 8 年 4 月 1 日